

平成22年3月19日(金曜日)第1回定例会

出席議員(18名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
菅野英行	総合政策課長	丹野敏晴	総合政策課長
奥山健一	総合政策課行財 政改革推進室長	大沼伸一	総合政策課企業 立地推進室長
熊谷英昭	税務課長	安彦浩	市民生活課長
犬飼一好	建設課長	富澤三弥	建設課長
山田敏彦	花緑せせらぎ 推進課長	佐藤昭	下水道課長
尾形清一	農林課長	工藤恒雄	商工観光課長
秋場元	健康福祉課長	那須吉雄	子育て支援室長
有川洋一	会計管理者 (兼)会計課長	那須勝一	水道事業所長
櫻井幸夫	病院事務長	荒木利見	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課長
清野健	生涯学習課 生涯学習課長	片桐久志	指導推進室長
安孫子政一	生涯学習課 生涯学習課長	犬飼弘一	監査委員

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	兼子亘	総務主任

議事日程第5号

第1回定例会

平成22年3月19日(金曜日)

午前10時55分開議

再 開

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第 1 | 議第 2号 | 平成21年度寒河江市一般会計補正予算(第10号) |
| " | 2 | 議第 3号 平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| " | 3 | 議第 4号 平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第5号) |
| " | 4 | 議第 5号 平成21年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第2号) |
| " | 5 | 議第 6号 平成21年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| " | 6 | 議第 7号 平成21年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第4号) |
| " | 7 | 議第 8号 平成21年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号) |
| " | 8 | 議第 9号 平成21年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第3号) |
| " | 9 | 議第10号 平成22年度寒河江市一般会計予算 |
| " | 10 | 議第11号 平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算 |
| " | 11 | 議第12号 平成22年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算 |
| " | 12 | 議第13号 平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計予算 |
| " | 13 | 議第14号 平成22年度寒河江市老人保健特別会計予算 |
| " | 14 | 議第15号 平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算 |
| " | 15 | 議第16号 平成22年度寒河江市介護保険特別会計予算 |
| " | 16 | 議第17号 平成22年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算 |
| " | 17 | 議第18号 平成22年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算 |
| " | 18 | 議第19号 平成22年度寒河江市立病院事業会計予算 |
| " | 19 | 議第20号 平成22年度寒河江市水道事業会計予算 |
| " | 20 | 議第21号 寒河江市課制条例の一部改正について |
| " | 21 | 議第22号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| " | 22 | 議第23号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について |
| " | 23 | 議第24号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について |
| " | 24 | 議第25号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| " | 25 | 議第26号 寒河江市市有施設整備基金条例の制定について |
| " | 26 | 議第27号 寒河江市地域活性化基金条例の制定について |
| " | 27 | 議第28号 寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の制定について |
| " | 28 | 議第29号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について |
| " | 29 | 議第30号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について |
| " | 30 | 議第31号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について |

- ” 3 1 議第 3 2 号 寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例等の一部改正について
 - ” 3 2 議第 3 3 号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
 - ” 3 3 議第 3 4 号 寒河江市簡易水道事業の設置条例の一部改正について
 - ” 3 4 議第 3 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
 - ” 3 5 議第 3 6 号 平成 2 1 年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 1 号）
 - ” 3 6 請願第 1 号 「所得税法第 5 6 条の廃止」に関する意見書の提出を求める請願
 - ” 3 7 請願第 2 号 核兵器の廃絶と恒久平和の意見書提出を求める請願
 - ” 3 8 委員会審査の経過並びに結果報告
 - （ 1 ）総務常任委員長報告
 - （ 2 ）厚生経済常任委員長報告
 - （ 3 ）建設文教常任委員長報告
 - （ 4 ）予算特別委員長報告
 - ” 3 9 質疑、討論、採決
 - ” 4 0 議案第 1 号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について
 - ” 4 1 議案第 2 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について
 - ” 4 2 議案説明
 - ” 4 3 質疑、討論、採決
 - ” 4 4 議員派遣の件
 - ” 4 5 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 5 号に同じ

再開 午前10時55分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長 登壇〕

伊藤忠男議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、去る3月17日議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、議会案第1号、議会案第2号、議員派遣の件、閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての4案件であります。

追加議案の取り扱いについては、日程第40、議会案第1号及び日程第41、議会案第2号を一括上程した後、日程第42で議案説明を省略し、日程第43で質疑、討論、採決を行うことといたしました。

次に、日程第44で議員派遣の件、日程第45で常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてそれぞれお諮りすることといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議案上程

高橋勝文議長 日程第1、議第2号から日程第37、請願第2号までの37案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

高橋勝文議長 日程第38、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務常任委員長報告

高橋勝文議長 最初に、総務常任委員長の報告を求めます。佐藤総務常任委員長。

〔佐藤 毅総務常任委員長 登壇〕

佐藤 毅総務常任委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日、委員全員出席、当局より副市長及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

初めに、委員会傍聴の件について諮り、異議なく傍聴を許可することに決定いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号、議第35号、請願第1号及び請願第2号の11案件であります。

審査の都合上、請願第1号及び請願第2号から審査することについて諮り異議なく決定いたしました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、請願第1号所得税法第56条の廃止に関する意見書の提出を求める請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第1号は全会一致をもって不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第2号核兵器の廃絶と恒久平和の意見書提出を求める請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第2号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号が採択されましたので、意見書案を議題とし、質疑等を求めましたが、質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

次に、議第21号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第21号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「60時間を超えた場合に代休を与えるということだが、1日何時間を労働時間と見ているのか」との問いがあり、当局より「通常8時間労働ですので、8時間を超えて時間外勤務を行い、1カ月のそのトータルが60時間を超えた場合に適用になります」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開いたしましたが、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第22号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第23号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、

当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第24号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市一般職の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第25号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市市有施設整備基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「基金の管理で最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとあるが、具体的にどのような方法か」との問いがあり、当局より「例えば有価証券である国債の購入などが考えられます」との答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開しましたが、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第26号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市地域活性化基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第27号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第28号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「消防施設に関する財源について」の問いがあり、当局より「積載車は市が全額負担しますが、消防ポンプ庫については市が補助金を出します。整備計画に記載されている一般財源は市の補助金で、特定財源は地元の負担金となります」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第35号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生経済常任委員長報告

高橋勝文議長 次に、厚生経済常任委員長の報告を求めます。石山厚生経済常任委員長。

〔石山 忠厚生経済常任委員長 登壇〕

石山 忠厚生経済常任委員長 厚生経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日委員全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号、議第9号、議第30号、議第32号の8案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第4号平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「共同事業拠出金について、共同事業交付金との関連で平成21年度の見通しはどうか」との質問があり、当局より「平成21年度はまだ確定していませんが、高額療養費がかなり多くなっていますので、交付金が拠出金を上回ると思います」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第4号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第5号平成21年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第5号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第6号平成21年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「現年度分普通徴収保険料が2,250万円減額されているが、当初の予算より下回った理由は」との問いがあり、当局より「当初予算については後期高齢者医療広域連合からあらかじめ示された金額を特別徴収と普通徴収の比率を6対4で予算計上したのですが、それが7対3になる見込みになることからその差が生じたものです」との答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開しましたが、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第6号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号平成21年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護サービス等給付費で、訪問介護や訪問入浴のサービスが減少した理由と介護サービス料を軽減されている件数はどのくらいあるのか」との問いがあり、当局より「訪問介護や訪問入浴のサービスは第4期計画で見込んで計上した予算より少しは減っていますが、それはサービス利用者がデイサービスなどへ移行したためと思われます。軽減されている件数は、昨年度の実績で限度額が1万5,000円の方が2,787件、限度額が2万4,600円の方が430件、限度額が3万7,200円の方が186件です」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第7号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第8号平成21年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護認定審査会費が減額になった理由、新たに介護認定を受ける方の人数、再認定の期間は」との問いがあり、当局より「審査会の回数を178回計画していましたが、1回減る見込みであることと、欠席された委員がいるためです。認定者は毎年50名くらいふえており、新規に申請した場合の認定期間は6カ月で、更新申請による認定期間が最長24カ月ですが、状態に応じていつでも区分変更申請ができます」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第8号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号平成21年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「年間の入院、外来患者数が減少している理由と、前年度との比較はどうか」との問いがあり、当局より「当初予定していた医師11名が10名になったことが大きな理由だと思います。前年度と比較しますと、2月末時点で外来患者が2,763名、入院患者が1,546名減少しています」との答弁がありました。

委員より「現段階での医師確保の対策は」との問いがあり、当局より「市長初め院長などが山形大学医学部の教授や医局を訪問しているほか、院長や先生方には機会を見てお願いをしている状況にあります」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第9号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「この条例改正によって、対象者が父子家庭まで拡大されるが、その該当者は何人になるのか」との問いがあり、当局より「新年度予算では26人を見込んでいます」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第30号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第32号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設文教常任委員長報告

高橋勝文議長 次に、建設文教常任委員長の報告を求めます。松田建設文教常任委員長。

〔松田 孝建設文教常任委員長 登壇〕

松田 孝建設文教常任委員長 建設文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月11日、委員全員出席、当局より教育長を初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第3号、議第29号、議第31号、議第33号、議第34号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第3号平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「繰越明許される工事箇所 completion はいつごろの予定か」との問いがあり、当局より「雨水幹線の8の1号2工区は平成22年7月末まで、9の1号3工区は平成22年6月末、8の1号4工区は平成22年9月末までとし、汚水幹線の3号は平成22年5月末の予定です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第3号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第29号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「道路占用料条例が改正されたことで、どのように変わるのか。また、占用料は平均で何%下がるのか」との問いがあり、当局より「今回の改正は土地価格の下落による改定で、例えば別表第32条第1表に掲げる電柱は第1種630円ですが、改正前は1,000円、第2種電柱は970円で改正前は1,600円でした。また、占用料の平均引き下げは32.8%ほどです」との答弁がありました。

委員より「法定外公共物の占用件数と減免件数について」の問いがあり、当局より「法定外公共物の使用申請件数は330件で、有料は170件、残り160件は減免となり、水道、下水道、ガス管などの公共物です」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第31号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号寒河江市都市公園の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第33号は全会一致をもつ

て原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号寒河江市簡易水道事業設置条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第34号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

高橋勝文議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。那須予算特別委員長。

〔那須 稔予算特別委員長 登壇〕

那須 稔予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月4日、委員全員出席、当局からは市長初め副市長及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第2号平成21年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）、議第10号平成22年度寒河江市一般会計予算、議第11号平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第12号平成22年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第13号平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第14号平成22年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第15号平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第16号平成22年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第17号平成22年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第18号平成22年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第19号平成22年度寒河江市立病院事業会計予算、議第20号平成22年度寒河江市水道事業会計予算であります。

12案件を一括議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

議第10号については、一つ、市民税の算定根拠及び滞納繰越分について、一つ、市所有の遊休資産の売却について、一つ、地方財政計画の変更点について、一つ、補助事業全体の件数と交付基準について、一つ、寒河江S Aスマートインターチェンジ地区協議会の活動について、一つ、グループホーム建設補助事業の内容について、一つ、生活保護の見通しと自立支援の取り組みについて、一つ、介護ヘルパー養成事業の内容について、一つ、福祉タクシー券と給油券の助成比率について、一つ、地域福祉計画策定の考え方について、一つ、葉山高原牧場の今後の見通しについて、一つ、担い手新規就農支援事業の内容について、一つ、米飯学校給食の取り組みについて、一つ、中山間地域等直接支払推進事業の内容について、一つ、中心市街地活性化センター管理強化事業の今後の取り組みについて、一つ、木の下土地地区画整理事業の保留地の販売状況について、一つ、幸田橋改修事業の負担金の内容について、一つ、消防団員報酬の算定基準について、一つ、自主防災組織の組織状況について、一つ、ポンプ庫整備事業補助金のあり方について、一つ、いのちと心を育む学校づくりの内容について、一つ、文化活動支援事業の内容について、一つ、寒河江の宝育成事業の内容について、一つ、中学校給食調理等業務委託の債務負担行為の期間の根拠について。

議第13号については、国民健康保険税の歳入見通しについてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

議第2号、議第11号、議第12号及び議第14号から議第20号までについては質疑はありませんでした。

質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、3月9日の本会議終了後、委員全員出席、当局からは市長初め副市長及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

日程第1で同日追加提案され、本委員会に付託されました議第36号平成21年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い散会いたしました。

次に、本日午前9時半より、委員全員出席、当局からは市長初め副市長及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

日程第1議第2号から日程第13議第36号までの13案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第2号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第10号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第11号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第12号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第13号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第14号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第15号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第16号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第17号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第18号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第19号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第20号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第36号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

高橋勝文議長 日程第39、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

議第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第3号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

議第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

議第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

議第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

議第13号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議第14号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

議第15号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表し、議第15号平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論をいたします。

周知のとおり、後期高齢者医療制度は平成20年度に多くの国民の反対を押し切って導入されました。75歳以上の高齢者と65歳以上74歳までの障害者を加えて別枠をつくり、これまで保険料を払う必要のなかった被扶養者からも保険料を徴収するといった制度であり、原則的には月額1万5,000円以上の年金受給者からは支給年金から天引きされます。

高齢者を中心にこの制度に対する反発が根強く、廃止すべきとの声が圧倒的となり、去年の参議院では廃止法案が可決され、同年8月の衆議院選で民主党はこの後期高齢者医療制度の廃止を公約しました。国民の声に背を向け続けた自公政権が惨敗し、かわって登場した民主党政権によって公約どおり直ちに廃止されることを期待していた国民は、4年後まで現行の制度を引き延ばすといった変節ぶりに肩透かしを食わされたような失望を味わうこととなりました。

この制度は、2年ごとに保険料が改定されることになっており、改定年度に当たる今年是全国一斉に保険料が値上げされました。山形県後期高齢者医療広域連合でも、4.89%、1,896円の値上げになったことが新聞で報道されました。国からは基金を活用し、できるだけ値上げの幅を抑えるようにとの指示があったとのことですが、現政権は値上げを回避するための財源補てんを行うこともないままに、値上げだけが先行して行われました。

後期高齢者医療制度は各県に一つの広域議会によって保険料が決定され、市町村は決定された保険料を徴収するだけとなっています。住民の相談や意見は市町村の窓口が受け付けることになっていますが、議案を審議する広域連合議会の議員数が16名と県下全自治体の意見を反映できるだけの人数が選出されていないこともあって、県民の実態が見えない状況になっています。

今議会の厚生経済常任委員会において、平成22年度寒河江市後期高齢者医療の予算審査が行われましたが、寒河江市からは広域連合への議員が選出されていないこともあって、寒河江市の被保険者の状況は皆目わからない状況です。住民に納得できるような情報提供もないままに、2年ごとに保険料が引き上げられ、原則的には年金から天引きする仕組みになっているこの予算に対しては反対であり、年齢の区分で医療を差別するこの制度は直ちに廃止をし、だれもが安心して受けられる医療制度に改めることを求め、討論といたします。

高橋勝文議長 那須 稔議員。

〔17番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は新清・公明クラブを代表しまして、議第15号平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算案に賛成する立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、医療改革に伴う高齢者の医療費を安定的に支えるため、現役世代と高齢者の方及び一定の障害があると認定された65歳以上の方を対象に、負担能力に応じて公平に負担することが必要であることから、75歳以上の高齢者を対象に適切な医療の確保を図るために、独立した医療制度として後期高齢者医療制度が平成20年4月に施行されました。

山形県の場合は、運営はすべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合とし、制度を適正かつ円滑に運営するために設置され取り組まれております。広域連合の運営は高齢者負担のバランスを図ったものであり、加入者全員が保険料を支払うこととし、今までの保険制度では保険料を負担する人と負担しない人がいて、高齢者の保険料負担に著しい不公平感がありました。また、市町村による保険料にも差がありました。高齢者の方々全員が負担能力に応じて公平に保険料を負担することなど。県単位としたことで、より安定的な運営が期待できるようになるとともに、未来を担う若年者の負担軽減にもつながっております。

また、この数年間で団塊の世代約1,000万人、日本の人口の1割が定年退職するなど社会環境が大きく変化しています。本制度が導入されない場合、国保財政に大きな影響が出て、国民皆保険制度が維持できなくなるとの声もありました。

制度が始まって2年が経過し、平成22年、平成23年の2年間について保険料の値上げが予定されていますが、これは医療費が1.6%の上昇が見込まれることから、県全体で16.2%の保険料負担額が想定されることから、基金などを活用して1人当たりの保険料を5%以内に抑えるようにとの国の指導などもあり、本県においては4.89%の増ということで被保険者の立場に立って決められたものと見られます。

そして、この制度には保険料の減免が導入されています。所得の低い人には9割、8.5割、5割、2割の軽減が適用され、平成22年度も継続されています。また、被用者保険の被扶養者で、後期高齢者が新たに負担する予定だった保険料を平成20年度の特例として4月から9月の半年間を全額免除、その後の半年間も9割軽減され、平成22年度も継続をされています。医療保険を将来にわたり持続可能なものとするとともに、高齢者が心身の特性や生活実態に即した医療を安心して受けられる独立した医療制度として運営されており、急速に進む少子高齢化に対応した制度そのものであります。

最後に、県の後期高齢者広域連合に対しては、事業の適正な執行により円滑な運営を行うことを要望していただくことを強く要望いたしまして、本予算に賛成する新清・公明クラブの討論とさせていただきます。

高橋勝文議長 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

議第16号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

議第17号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

議第18号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

議第19号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

議第20号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後1時00分

高橋勝文議長 御苦労さまです。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第21号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

議第22号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

議第23号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

議第24号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

議第25号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

議第26号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

議第27号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

議第28号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

議第29号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

議第30号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

議第31号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

議第32号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

議第33号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議

員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

議第34号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

議第35号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

議第36号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

請願第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

請願第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第2号は採択とすることに決しました。

議 会 案 上 程

高橋勝文議長 日程第40、議会案第1号及び日程第41、議会案第2号を議題といたします。

議 案 説 明

高橋勝文議長 日程第42、議案説明であります。

ただいま議題となっております議会案第1号及び議会案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑、討 論、採 決

高橋勝文議長 日程第43、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

議会案第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

議 員 派 遣 の 件

高橋勝文議長 日程第44、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件については、お手元に配付しております文書のとおり派遣することにいたしたいと思っております。

これにより議員派遣の件を採決いたします。

議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については原案のとおり派遣することに決しました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに 委員派遣承認要求について

高橋勝文議長 日程第45、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましてはお手元に配付しております文書のとおり各委員長より申し出があります。お諮りいたします。各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会 午後1時16分

高橋勝文議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成22年第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 高 橋 勝 文

会議録署名議員 木 村 寿 太 郎

会議録署名議員 石 川 忠 義